

福岡県公報

平成十八年十一月一日
第二千六百二号

増刊 ①

(所掌事務)
第三条 室の所掌事務は、北部福岡緊急連絡管の建設準備に關することとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(福岡県行政組織規則の一部改正)

2 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。
第二十条の十八第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとする。

規則 第七十九号

(人 事 課)

○福岡県北部福岡緊急連絡管建設準備室設置規則
(出納事務局出納総務課)

る告示

規則 第七十九号

(人 事 課)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正す
る告示

(出納事務局出納総務課)

福岡県告示第二千六百五十七号
福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年十一月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県北部福岡緊急連絡管建設準備室設置規則
(設置)
福岡県北部福岡緊急連絡管建設準備室設置規則

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示
福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

門司高等学校	門司警察署
門司学園高等学校	北九州水上警察署
北九州水上警察署	"
"	門司支店

に改める。

第二条 室に室長及び企画主幹を置く。

2 前項に規定する職のほか、室の事務に従事する職員は、企画振興部水資源対策局開発課の事務に従事する職員（同課の課長、課長補佐及び係長の職にある者を除く。）をもって充てる。

附則

この告示は、平成十八年十一月一日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ恵二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)